

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

1	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例 新旧対照表	1
2	神奈川県都市公園条例 新旧対照表	5
3	神奈川県道路占用料徴収条例 新旧対照表	9
4	神奈川県流水占用料等徴収条例 新旧対照表	19
5	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	24
6	神奈川県海岸占用料等徴収条例 新旧対照表	29
7	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例 新旧対照表	32

1 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）新旧対照表

改 正						現 行					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
区分	単位	使用料				区分	単位	使用料			
		所在地						所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積 1平方メートル1年	300円	250円	230円	230円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積 1平方メートル1年	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	680円	550円	520円	500円	倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	640円	500円	470円	460円
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
第二種電柱	1本1年	3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	第二種電柱	1本1年	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
第三種電柱	1本1年	4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	第三種電柱	1本1年	4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
第一種電話柱	1本1年	2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	第一種電話柱	1本1年	2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
第二種電話柱	1本1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	第二種電話柱	1本1年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
第三種電話柱	1本1年	4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	第三種電話柱	1本1年	4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
(削除)						支線柱及び支線	1本(条) 1年	950円	740円	600円	570円
鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円	1,370円	鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	1,750円	1,360円	1,280円	1,240円
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円

改 正					現 行						
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円	管類	外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円	250円	230円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円	340円	310円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの	890円	700円	590円	540円		外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの	860円	680円	540円	520円
	外径が0.5メートル以上0.6メートル未満のもの						外径が0.5メートル以上0.6メートル未満のもの				
	外径が0.6メートル以上0.7メートル未満のもの						外径が0.6メートル以上0.7メートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上0.8メートル未満のもの						外径が0.7メートル以上0.8メートル未満のもの				

改 正				現 行				
	0.4メー トル以上							
	0.7メー トル未満 のもの							
	外径が 0.7メー トル以上		1,270	1,010	840円	780円		
	1メー トル未 満の もの		円	円				
	外径が1 メー トル 以上2メ ートル未 満のもの		2,540	2,010	1,680	1,550		
	外径が2 メー トル 以上の もの		5,090	4,030	3,350	3,110		
	円		円	円	円			
	円		円	円	円			
看板	表示面積 1平方メ ートル1 年		8,010	4,730	1,510	1,040		
	円		円	円	円			
農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年		14円	11円	10円	10円		
	円		円	円	円			
土石 の採 取	たんぼ 田圃砂利	採取量1 立方メー トル					230円	
	の採取 山砂利の 採取						260円	
	その他の 土石の採 取						460円	
	円		円	円	円			
	0.4メー トル以上							
	0.7メー トル未満 のもの							
	外径が 0.7メー トル以上		1,230	970円	780円	750円		
	1メー トル未 満の もの		円					
	外径が1 メー トル 以上2メ ートル未 満のもの		2,470	1,940	1,560	1,490		
	外径が2 メー トル 以上の もの		4,930	3,890	3,110	2,980		
	円		円	円	円			
	円		円	円	円			
看板	表示面積 1平方メ ートル1 年		7,410	4,580	1,980	1,670		
	円		円	円	円			
農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年		13円	10円	9円	9円		
	円		円	円	円			
土石 の採 取	たんぼ 田圃砂利	採取量1 立方メー トル					230円	
	の採取 山砂利の 採取						260円	
	その他の 土石の採 取						460円	
	円		円	円	円			
備考 1 所在地とは、使用する箇所のある地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。				備考 1 所在地とは、使用する箇所のある地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。				

改 正	現 行
<p>(1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。</p> <p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、<u>高座郡寒川町</u>、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>三浦市</u>、<u>南足柄市</u>、<u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、<u>綾瀬市及び高座郡寒川町</u>の区域をいう。</p> <p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、<u>三浦市</u>、秦野市、厚木市、伊勢原市、<u>南足柄市</u>、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>

2 神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正						現 行												
別表第2（第24条関係）						別表第2（第24条関係）												
1 （略）						1 （略）												
2 都市公園の占用許可による使用料						2 都市公園の占用許可による使用料												
都市公園の占用許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、期間が1月以上の占用の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。						都市公園の占用許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、期間が1月以上の占用の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。												
占用物件	単位	使用料				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地					
		所在地																
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地													
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円					
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	4,770円	3,760円	3,010円	2,880円									
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	2,060円	1,620円	1,300円	1,240円									
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円									
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	4,520円	3,560円	2,850円	2,730円									
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	支線柱及び支線		1本（条）	950円	740円	600円	570円						
（削除）								1年										
鉄塔	占用面積 1平方メートル1年	3,670円	2,780円	2,220円	2,010円	3,610円	2,740円	2,100円	1,990円	その他の柱類		1本1年	210円	160円	130円	120円		
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）	長さ1メートル1年	21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）		長さ1メートル1年	21円	16円	13円	12円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類			12円	10円	8円	7円						

改 正					現 行								
特別 高压 架空 電線	使用電圧 が7千ボ ルトを超 え、17万	占用面積 1平方メ ートル1 年	1,110	840円	670円	610円	特別 高压 架空 電線	使用電圧 が7千ボ ルトを超 え、17万	1,090 円	830円	640円	600円	
	ボルト未 満のもの					使用電圧 が17万ボ ルト以上 のもの		1,810 円					1,380 円
公衆電話所			4,240 円	3,360 円	2,790 円	2,590 円	公衆電話所		4,110 円	3,240 円	2,590 円	2,490 円	
郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1個1年		1,780 円	1,410 円	1,170 円	1,090 円	郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1個1年	1,730 円	1,360 円	1,090 円	1,040 円	
管類	外径が 0.07メー トル未満 のもの		89円	70円	59円	54円	管類	外径が 0.07メー トル未満 のもの	86円	68円	54円	52円	
	外径が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの		130円	100円	84円	78円		外径が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	120円	97円	78円	75円	
	外径が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの		190円	150円	130円	120円		外径が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの	180円	150円	120円	110円	
	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		250円	200円	170円	160円		外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	250円	190円	160円	150円	
	外径が 0.2メー トル以上 0.3メー		380円	300円	250円	230円		外径が 0.2メー トル以上 0.3メー	370円	290円	230円	220円	

改 正					現 行						
トル未満のもの	長さ1メートル1年					トル未満のもの	長さ1メートル1年				
外径が0.3メートル以上		510円	400円	340円	310円	外径が0.3メートル以上		490円	390円	310円	300円
トル未満のもの						トル未満のもの					
外径が0.4メートル以上		890円	700円	590円	540円	外径が0.4メートル以上		860円	680円	540円	520円
トル未満のもの						トル未満のもの					
外径が0.7メートル以上		1,270円	1,010円	840円	780円	外径が0.7メートル以上		1,230円	970円	780円	750円
1メートル未満のもの						1メートル未満のもの					
外径が1メートル以上		2,540円	2,010円	1,680円	1,550円	外径が1メートル以上		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
2メートル未満のもの						2メートル未満のもの					
外径が2メートル以上のもの		5,090円	4,030円	3,350円	3,110円	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占用面積1平方メートル1年	4,010円	2,360円	750円	520円	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占用面積1平方メートル1年	3,710円	2,290円	990円	830円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの		2,400円	1,420円	450円	310円	通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの		2,220円	1,370円	590円	500円
標識	1本1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	標識	1本1年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円

改 正						現 行					
その他のもの	占用面積	36円	27円	22円	20円	その他のもの	占用面積	36円	27円	21円	19円
	1平方メ						1平方メ				
	ートル1						ートル1				
	且						且				
<p>3 (略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 所在地とは、占用物件の所在する都市公園の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、中郡大磯町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>三浦市及び足柄下郡箱根町</u>の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>						<p>3 (略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 所在地とは、占用物件の所在する都市公園の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、小田原市、<u>三浦市</u>、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、中郡大磯町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>足柄下郡箱根町</u>の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>					

3 神奈川県道路占用料徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）新旧対照表

改 正	現 行
神奈川県道路占用料等徴収条例 (趣旨)	神奈川県道路占用料__徴収条例 (この条例の目的)
第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく道路の占有又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の規定に基づく電線共同溝の占有に係る占用料及び道路法の規定に基づく自動車専用道路との連結に係る連結料に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、県が法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による道路の占有（以下「占有」という。）の許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）から道路の占有につき徴収する占用料の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、道路法（以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可をし、又は法第48条の64の規定により協議が成立した占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下単に「 <u>占有の期間</u> 」という_____。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度ごとの額」という。）の合計額とする。	第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法_____第32条第1項又は第3項_____の規定により許可をした占有の_____期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法_____第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第1項、第4条第1項及び別表備考9において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度ごとの額」という。）の合計額とする。
2 前項の場合において____、_____占有の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、同項の規定により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（同項ただし書に	2 前項の規定にかかわらず、許可をした占有の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、前項の規定により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（前項ただし書の

改 正	現 行
<p>規定する場合にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>場合_____にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>3 第1項の場合において、算出した占用料の額(同項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額_____)が100円に満たないときは、その額を100円とする。</p>	<p>3 前2項の場合において、算出した占用料の額(第1項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額又は各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額)が100円に満たないときは、その額を100円とする。</p>
<p>4 第2項の場合において、算出した占用料の額(第1項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額)が100円に満たないときは、その額を100円とする。 (占用料の徴収方法)</p>	<p>(新規) (占用料の徴収等)</p>
<p>第3条 占用料は、占用の期間に係る分を一括して徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。</p>	<p>第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)の定めるところにより一括して徴収するものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、占用料が特に多額であるときその他やむを得ない理由により占用料を一時に納付することが困難であると認めるときは、当該年度内で3回以内に分割して徴収することができる。</p>	<p>(新規)</p>
<p>3 _____ 占用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を<u>超える</u>ときは、その<u>超える額</u>の占用料は、還付する。 (占用料の額の最低額の下限の額)</p>	<p>2 前項の占用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項_____の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取消し_____の日までの期間につき算出した占用料の額を<u>こえる</u>ときは、その<u>こえる額</u>の占用料は、還付する。 (徴収の特例)</p>
<p>第4条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。</p>	<p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、占用の期間が引き続き2年以上にわたる場合は、知事は、年度ごとに占用料を徴収することができる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、次条各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限</p>	<p>2 前項に定めるものの外、占用料が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額の納付が困難であると認めるときは、知事は、当該年</p>

改 正	現 行
<p><u>の額を定めることができる。</u> (<u>占用料の減免</u>) 第5条 知事は、<u>占用が次の各号のいずれかに該当するときは、</u> _____ <u>占用料を減額し、又は免除することができる。</u> (1)～(5) (略) (<u>連結料の額の基準</u>)</p>	<p><u>度内で3回以内に分割徴収することができる。</u> (<u>占用料の減免</u>) 第5条 知事は、<u>占用が次の各号のいずれかに該当するときは、</u> <u>道路占用者の申請により</u> <u>占用料を減額し、又は免除することができる。</u> (1)～(5) (略)</p>
<p>第6条 <u>法第48条の7第1項の規定による連結料の額の基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>次に掲げる額の合計額の範囲内であること。</u> ア <u>当該自動車専用道路と連結する法第48条の4第2号に掲げる施設(以下この条において「連結利便施設等」という。)の用に供する土地又は当該自動車専用道路と連結する同条第3号に掲げる施設(以下この条において「連結通路等」という。)及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する同条第2号に掲げる施設(以下この条において「連絡施設」という。)の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合のこれらの土地との規則で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額</u> イ <u>当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該自動車専用道路の管理に要する費用の額</u> (2) <u>前号イに掲げる額を下回らないこと。</u> (3) <u>連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。</u> (<u>連結料の徴収方法</u>)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第7条 <u>連結料は、毎年度、当該年度分を一括して徴収する。</u> 2 <u>連結料で既に徴収したものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消の日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、還付する。</u> (<u>委任</u>)</p>	<p>(新規)</p> <p>(規則への委任)</p>
<p>第8条 この条例の施行に<u>関し</u> <u>必要な事項は、規</u></p>	<p>第6条 この条例の施行に<u>ついて</u> <u>必要な事項は、知</u></p>

改 正							現 行						
則で定める。							事が定める。						
別表（第2条、第4条関係）							別表（第2条関係）						
占用物件		占用料					占用物件		占用料				
		単位	所在地						単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円	
	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円	
	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円	
	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円	
	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円	
	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円	
	(削除)					支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円		
	その他の柱類		210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	16円	13円	12円	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類	1年	12円	10円	8円	7円	
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,080円	1,640円	1,370円	1,270円	路上に設ける変圧器	1個1年	2,010円	1,590円	1,270円	1,220円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年	1,270円	1,010円	840円	780円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年	1,230円	970円	780円	750円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
郵便差出箱及び信書便		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円	郵便差出箱及び信書便		1,730円	1,360円	1,090円	1,040円		

改正						現行						
	差出箱											
	広告塔	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円						
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円						
	外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円			86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円			120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円	120円			180円	150円	120円	110円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年	250円	200円	170円	160円			250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380円	300円	250円	230円			370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円			490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円			860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上		1,270円	1,010円	840円	780円			1,230円	970円	780円	750円

改 正				現 行			
	1メートル未満のもの						
	外径が1メートル以上		2,540円	2,010円	1,680円	1,550円	
	2メートル未満のもの						
	外径が2メートル以上のもの		5,090円	4,030円	3,350円	3,110円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		歩廊	190円	180円	160円	160円	
		その他	390円	280円	160円	160円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.005				
		階数が2のもの	A×0.008				
		階数が3以上のもの	A×0.01				
	上空に設ける通路		4,010円	2,360円	750円	520円	
地下に設ける通路		2,400円	1,420円	450円	310円		
その他のもの		390円	280円	160円	160円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日	80円	47円	15円	10円	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月	800円	470円	150円	100円	
看板	一時的	表示面	800円	470円	150円	100円	
	1メートル未満のもの						
	外径が1メートル以上		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円	
	2メートル未満のもの						
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		歩廊	160円	150円	140円	140円	
		その他	330円	240円	140円	140円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.005				
		階数が2のもの	A×0.008				
		階数が3以上のもの	A×0.01				
	上空に設ける通路		3,710円	2,290円	990円	830円	
地下に設ける通路		2,220円	1,370円	590円	500円		
その他のもの		330円	240円	140円	140円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日	74円	46円	20円	17円	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月	740円	460円	200円	170円	
看板	一時的	表示面	740円	460円	200円	170円	

改 正							現 行									
政令 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	(ア 一チ であ るも のを 除く 。)	に設け るもの	積1平 方メー トル1 月													
		その他 のもの	表示面 積1平 方メー トル1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円									
政令 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	標識		1本1 年	3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円									
幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。）	旗ざ お	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本1 日	80円	47円	15円	10円									
		その他 のもの	1本1 月	800円	470円	150円	100円									
幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。）	旗ざ お	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トル1 日	80円	47円	15円	10円									
		その他 のもの	その面 積1平 方メー トル1 月	800円	470円	150円	100円									
ア一 チ		車道を 横断す るもの	1基1 月	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円									
		その他 のもの		4,010 円	2,360 円	750円	520円									
政令 第7 条第 2 号に 掲げ る工 作 物			占用面 積1平 方メー	4,240 円	3,360 円	2,790 円	2,590 円									
政令 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	(ア 一チ であ るも のを 除く 。)	に設け るもの	積1平 方メー トル1 月													
		その他 のもの	表示面 積1平 方メー トル1 年	7,410 円	4,580 円	1,980 円	1,670 円									
政令 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	標識		1本1 年	3,290 円	2,590 円	2,080 円	1,990 円									
幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。）	旗ざ お	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本1 日	74円	46円	20円	17円									
		その他 のもの	1本1 月	740円	460円	200円	170円									
幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。）	旗ざ お	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トル1 日	74円	46円	20円	17円									
		その他 のもの	その面 積1平 方メー トル1 月	740円	460円	200円	170円									
ア一 チ		車道を 横断す るもの	1基1 月	7,410 円	4,580 円	1,980 円	1,670 円									
		その他 のもの		3,710 円	2,290 円	990円	830円									
政令 第7 条第 2 号に 掲げ る工 作 物			占用面 積1平 方メー	4,110 円	3,240 円	2,590 円	2,490 円									

改 正					現 行						
政令第7条第3号に掲げる施設	トル1 年	$A \times 0.033$				政令第7条第3号に掲げる施設	トル1 年	$A \times 0.034$			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル	800円	470円	150円	100円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル	740円	460円	200円	170円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トル1 月	420円	340円	280円	260円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トル1 月	410円	320円	260円	250円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
	上空に設けるもの	$A \times 0.023$					上空に設けるもの	$A \times 0.024$			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.005$					地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.005$			
	階段が1のもの	$A \times 0.008$					階段が1のもの	$A \times 0.008$			
	階段が2のもの	$A \times 0.01$					階段が2のもの	$A \times 0.01$			
	階段が3以上のもの	$A \times 0.033$					階段が3以上のもの	$A \times 0.034$			
政令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	$A \times 0.008$	$A \times 0.01$	$A \times 0.012$	$A \times 0.013$	政令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	$A \times 0.009$	$A \times 0.01$	$A \times 0.012$	$A \times 0.014$
政令第7号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times 0.008$	$A \times 0.01$	$A \times 0.012$	$A \times 0.013$	政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times 0.009$	$A \times 0.01$	$A \times 0.012$	$A \times 0.014$
政令第7号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.023$				政令第7号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.024$			
政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times$	$A \times$	$A \times$	$A \times$	政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times$	$A \times$	$A \times$	$A \times$

改 正							現 行						
条第	の	方メー	0.008	0.01	0.012	0.013	条第	の	方メー	0.009	0.01	0.012	0.014
10号	に掲げる施設及び自動車駐車場	トル1年					10号	に掲げる施設及び自動車駐車場	トル1年				
政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
	上げるもの		$A \times 0.023$					上げるもの		$A \times 0.024$			
	応急仮設建築物	その他のもの	$A \times 0.033$					応急仮設建築物	その他のもの	$A \times 0.034$			
	政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.033$					政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.034$			
政令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
	上げるもの		$A \times 0.023$					上げるもの		$A \times 0.024$			
	その他のもの		$A \times 0.033$					その他のもの		$A \times 0.034$			
備考 1 (略)							備考 1 (略)						
2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。							2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。						
(1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。							(1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び高座郡寒川町の区域をいう。						
(2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯							(2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、三浦郡葉山町、中郡大磯						

改 正	現 行
<p>町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 三級地 <u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>

4 神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正					現 行						
第1条～第5条（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係）					第1条～第5条（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係）						
区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				区分	土地占用料又は廃川敷地使用料					
	単位	所在地				単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地			第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平方メートル	300円	250円	230円	230円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平方メートル	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	1平方メートル	680円	550円	520円	500円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	1平方メートル	640円	500円	470円	460円
第一種電柱		2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱		2,300円	1,810円	1,450円	1,390円

改 正					現 行						
第二種電柱		3,650 円	2,890 円	2,400 円	2,230 円	第二種電柱		3,540 円	2,790 円	2,230 円	2,140 円
第三種電柱	1本	4,920 円	3,890 円	3,240 円	3,000 円	第三種電柱	1本	4,770 円	3,760 円	3,010 円	2,880 円
第一種電話柱	1年	2,120 円	1,680 円	1,400 円	1,290 円	第一種電話柱	1年	2,060 円	1,620 円	1,300 円	1,240 円
第二種電話柱		3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円	第二種電話柱		3,290 円	2,590 円	2,080 円	1,990 円
第三種電話柱		4,660 円	3,690 円	3,070 円	2,850 円	第三種電話柱		4,520 円	3,560 円	2,850 円	2,730 円
(削除)						支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,840 円	1,490 円	1,400 円	1,370 円	鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,750 円	1,360 円	1,280 円	1,240 円
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円

改 正					現 行						
管 類	もの										
	外径が 0.1メ ートル 以上 0.15メ ートル 未満の もの		190円	150円	130円	120円		180円	150円	120円	110円
	外径が 0.15メ ートル 以上 0.2メ ートル 未満の もの		250円	200円	170円	160円		250円	190円	160円	150円
	外径が 0.2メ ートル 以上 0.3メ ートル 未満の もの	長さ 1メ ートル1 年	380円	300円	250円	230円		370円	290円	230円	220円
	外径が 0.3メ ートル 以上 0.4メ ートル 未満の もの		510円	400円	340円	310円		490円	390円	310円	300円
外径が 0.4メ ートル 以上 0.7メ ートル 未満の もの		890円	700円	590円	540円		860円	680円	540円	520円	
外径が 0.7メ		1,270 円	1,010 円	840円	780円		1,230 円	970円	780円	750円	
管 類	もの										
外径が 0.1メ ートル 以上 0.15メ ートル 未満の もの											
外径が 0.15メ ートル 以上 0.2メ ートル 未満の もの											
外径が 0.2メ ートル 以上 0.3メ ートル 未満の もの	長さ 1メ ートル1 年										
外径が 0.3メ ートル 以上 0.4メ ートル 未満の もの											
外径が 0.4メ ートル 以上 0.7メ ートル 未満の もの											
外径が 0.7メ											

改 正					現 行				
	一ト ル以上1 メー トル未 満の もの								
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの	2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円	2,470 円	1,940 円	1,560 円	1,490 円
	外径が 2メー トル以 上のも の	5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円	4,930 円	3,890 円	3,110 円	2,980 円
柵類		880円	720円	680円	660円	840円	660円	620円	600円
看板	表示 面積 1平 方メ ートル1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円	7,410 円	4,580 円	1,980 円	1,670 円
運動場、 競技場、 遊園地そ の他これ らに類す る施設	占用 面積 1平 方メ ートル1 年	150円	120円	110円	110円	140円	110円	100円	100円
農耕地、 牧草地等		14円	11円	10円	10円	13円	10円	9円	9円
備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市の区域をいう。					備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町及び東京都町田市の区域をいう。				

改 正	現 行
<p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、<u>高座郡寒川町</u>、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>南足柄市</u>、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、<u>南足柄市</u>、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>

5 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）新旧対照表

改 正	現 行																																		
<p>(利用の承認)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウにあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 真鶴港 ア～エ (略) オ <u>港湾管理事務所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(管理の基準等)</p> <p>第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第1号キ、<u>第2号カ及び第4号オ</u>に掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1～6 (略)</p> <p>6の2 港湾管理事務所利用料</p> <p>(1) 会議室等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾名</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湘南港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真鶴港</td> <td>港湾管理事務所</td> <td>会議室</td> <td>1時間につき 280円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	施設名	区分	利用料		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)	真鶴港	港湾管理事務所	会議室	1時間につき 280円		<p>(利用の承認)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウにあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 真鶴港 ア～エ (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(管理の基準等)</p> <p>第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第1号キ<u>及び第2号カ</u>に掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1～6 (略)</p> <p>6の2 港湾管理事務所利用料</p> <p>(1) 会議室等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾名</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湘南港</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	施設名	区分	利用料		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)		(新設)			
港湾名				施設名	区分	利用料																													
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																	
湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)																															
真鶴港	港湾管理事務所	会議室	1時間につき 280円																																
港湾名	施設名	区分	利用料																																
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																															
湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)																															
	(新設)																																		

改 正				
(2) シャワー室利用料				
港湾名	施設名	種別	単位	利用料
湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)
真鶴港	港湾管理	シャワー	1回	220円
	事務所	設備		
(3) (略)				
7 専用利用料				
(略)				
(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用				
区分	単位	専用利用料		
		湘南港	葉山港、 大磯港、 真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	
(削除)				
その他の柱類			210円	170円
共架電線その他上空に設ける線類			240円	170円
地下に設ける電線その他の線類			120円	89円
		89円	70円	
		130円	100円	
		190円	150円	
		250円	200円	

現 行				
(2) シャワー室利用料				
港湾名	施設名	種別	単位	利用料
湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
(3) (略)				
7 専用利用料				
(略)				
(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用				
区分	単位	専用利用料		
		湘南港	葉山港、 大磯港、 真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	
支線柱及び支線		1本(条) 1年	950円	740円
その他の柱類		1本1年	210円	160円
共架電線その他上空に設ける線類			200円	140円
地下に設ける電線その他の線類			100円	76円
		86円	68円	
		120円	97円	
		180円	150円	
		250円	190円	

改 正					現 行					
管 類	ル未満のもの	長さ1 メートル ル1年	380円	300円	長さ1 メートル ル1年	ル未満のもの	370円	290円	長さ1 メートル ル1年	ル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル					外径が0.2メートル以上0.3メートル				
	ル未満のもの		510円	400円		ル未満のもの	490円	390円		ル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4メートル					外径が0.3メートル以上0.4メートル				
	ル未満のもの		890円	700円		ル未満のもの	860円	680円		ル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7メートル					外径が0.4メートル以上0.7メートル				
	ル未満のもの		1,270円	1,010円		ル未満のもの	1,230円	970円		ル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メートル					外径が0.7メートル以上1メートル				
	未満のもの		2,540円	2,010円		未満のもの	2,470円	1,940円		未満のもの
	外径が1メートル以上2メートル未					外径が1メートル以上2メートル未				
	満のもの		5,090円	4,030円		満のもの	4,930円	3,890円		満のもの
	外径が2メートル以上のも					外径が2メートル以上のも				
柵類		1,430円	990円		1,190円	860円				
看板		表示面	8,010円	4,730円	表示面	7,410円	4,580円	表示面		
		積1平			積1平					
		方メー			方メー					
		トル1			トル1					
		年			年					
備考 (略) (2)・(3) (略) 別表第2 (第11条関係) (略)					備考 (略) (2)・(3) (略) 別表第2 (第11条関係) (略)					
区分	占用料等			区分	占用料等					
	単位	港湾名			単位	港湾名				
		湘南港	葉山港、 大磯港、 真鶴港			湘南港	葉山港、 大磯港、 真鶴港			
通路、作業場、材料置場、 貯木場、いかだ等の係留場 その他原状のまま使用するもの	占有面 積1平 方メー トル1	300円	250円	通路、作業場、材料置場、 貯木場、いかだ等の係留場 その他原状のまま使用するもの	占有面 積1平 方メー トル1	290円	230円			
倉庫、物置、小屋、栈橋、 橋りょうその他の工作物 (次の各項に掲げるものを除く。)	年	680円		倉庫、物置、小屋、栈橋、 橋りょうその他の工作物 (次の各項に掲げるものを除く。)	年	640円	500円			

改 正				現 行				
第一種電柱		2,370円	1,880円	第一種電柱		2,300円	1,810円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	第二種電柱		3,540円	2,790円	
第三種電柱	1本1	4,920円	3,890円	第三種電柱	1本1	4,770円	3,760円	
第一種電話柱	年	2,120円	1,680円	第一種電話柱	年	2,060円	1,620円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	第二種電話柱		3,290円	2,590円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	第三種電話柱		4,520円	3,560円	
(削除)				支線柱及び支線	1本 (条)	950円	740円	
					1年			
鉄塔	占用面 積1平 方メー トル1 年	1,840円	1,490円	鉄塔	占用面 積1平 方メー トル1 年	1,750円	1,360円	
その他の柱類	1本1 年	210円	170円	その他の柱類	1本1 年	210円	160円	
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1 メー トル1年	380円	300円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1 メー トル1年	370円	290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円
	外径が0.7メートル以		1,270円	1,010円	外径が0.7メートル以		1,230円	970円

改 正				現 行			
上1メートル未満の もの 外径が1メートル以 上2メートル未満の もの 外径が2メートル以 上のもの				上1メートル未満の もの 外径が1メートル以 上2メートル未満の もの 外径が2メートル以 上のもの			
		2,540円	2,010円			2,470円	1,940円
		5,090円	4,030円			4,930円	3,890円
		880円	720円			840円	660円
柵類		880円	720円	柵類		840円	660円
係船浮標、係船くい及び信 号標	1基1 年	870円	700円	係船浮標、係船くい及び信 号標	1基1 年	820円	640円
看板	表示面 積1平 方メー トル1 年	8,010円	4,730円	看板	表示面 積1平 方メー トル1 年	7,410円	4,580円
	占用面 積1平 方メー トル1 月	300円	250円		占用面 積1平 方メー トル1 月	290円	220円
海水浴施設、売店及びバン ガロー	採取量 1立方 メート ル		300円	海水浴施設、売店及びバン ガロー	採取量 1立方 メート ル		300円
備考 (略)				備考 (略)			

6 神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成 11 年神奈川県条例第 45 号）新旧対照表

改正					現行				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
区分	占用料等				区 分	占 用 料 等			
	単位	所在地				単 位	所 在 地		
		第一級地	第二級地	第三級地			第一級地	第二級地	第三級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1	300円	250円	230円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1	290円	230円	210円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	平方メートル 1 年	680円	550円	520円	倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	平方メートル 1 年	640円	500円	470円
第一種電柱	1 本 1 年	2,370円	1,880円	1,560円	第一種電柱	1 本 1 年	2,300円	1,810円	1,450円
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円
（削除）				支線柱及び支線	1 本（条） 1 年	950円	740円	600円	
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,840円	1,490円	1,400円	鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,750円	1,360円	1,280円
その他の柱類	1 本 1 年	210円	170円	140円	その他の柱類	1 本 1 年	210円	160円	130円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年	21円	17円	14円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年	21円	16円	13円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円
外径が 0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	外径が 0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円
外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円
外径が 0.1メ					外径が 0.1メ				

改 正				現 行						
管類	一トール以上		190円	150円	130円	一トール以上		180円	150円	120円
	0.15メートル未満のもの					0.15メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上					外径が0.15メートル以上				
	0.2メートル未満のもの		250円	200円	170円	0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円
	外径が0.2メートル以上					外径が0.2メートル以上				
	0.3メートル未満のもの		380円	300円	250円	0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円
	外径が0.3メートル以上					外径が0.3メートル以上				
	0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円
	外径が0.4メートル以上					外径が0.4メートル以上				
	0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円	840円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	
外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540円	2,010円	1,680円	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	
外径が2メートル以上のもの		5,090円	4,030円	3,350円	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	
柵類		880円	720円	680円	柵類		840円	660円	620円	
看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	看板	表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円	
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	300円	250円	230円	海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	290円	220円	210円	
土	砂		260円			砂		260円		
	砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）		300円			砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）		300円		
	栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）	採取量1立方メートル	360円			栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）	採取量1立方メートル	360円		
	の玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）	採取量1立方メートル	460円			の玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）	採取量1立方メートル	460円		

改 正			現 行		
センチメートル以下のものをいう。)			センチメートル以下のものをいう。)		
転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。)		530円	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。)		530円
混合土石		300円	混合土石		300円
備考 1 所在地とは、占用する箇所 ¹ の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) (略) (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町及び足柄下郡真鶴町の区域をいう。 (3) 第三級地 <u>三浦市及び足柄下郡湯河原町</u> の区域をいう。 2～10 (略)			備考 1 所在地とは、占用する箇所 ¹ の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) (略) (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、 <u>三浦市</u> 、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町及び足柄下郡真鶴町の区域をいう。 (3) 第三級地 <u>足柄下郡湯河原町</u> の区域をいう。 2～10 (略)		

7 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成 15 年神奈川県条例第 8 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(砂防設備占用料の額)</p> <p>第 17 条 前条に規定する砂防設備占用料の額は、神奈川県流水占用料等徴収条例（平成 11 年神奈川県条例第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する土地占用料の例により計算して得た額とする。この場合において、三浦市又は足柄下郡真鶴町の区域に存する砂防設備にあつては、<u>それぞれ同条例別表第 2 備考 1 に規定する第三級地又は第二級地に存するものとして計算する。</u></p>	<p>(砂防設備占用料の額)</p> <p>第 17 条 前条に規定する砂防設備占用料の額は、神奈川県流水占用料等徴収条例（平成 11 年神奈川県条例第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する土地占用料の例により計算して得た額とする。この場合において、三浦市又は足柄下郡真鶴町の区域に存する砂防設備にあつては、同条例別表第 2 備考 1 に規定する第二級地に存するものとして計算する。</p>